

いの町長交際費の支出基準

(趣旨)

第1条 町長交際費は、町長が行政執行のため町を代表して外部との交際上、特に必要と認める場合に支出する経費であり、交際費の支出の適正化を図るため、交際費の支出に関し基準を定める。

(責務)

第2条 交際費の支出にあたっては、社会通念上妥当と認められる範囲内で必要最小限の金額となるよう努めなければならない。

(支出先)

第3条 交際費の支出先となる個人又は団体は、次のとおりとする。

- (1) 町の事務事業と密接な関係にあるもの
- (2) 町政の進展に功績があったもの
- (3) 災害、事故等にあったもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めたもの

(支出区分)

第4条 交際費は、前条に掲げるものとの交際において、次に掲げる事項について支出することができるものとする。

- (1) 会 費 会費制により開催される懇談会、祝賀会等の参加にかかる経費
- (2) 祝 金 慶事及び総会等各種行事のお祝いに係る経費
- (3) 激励金 全国大会等に出場する団体及び個人激励に係る経費
- (4) 協賛金 各種大会等の開催の協賛、賛助、広告に係る経費
- (5) 弔慰金 葬儀等における生花、供物、香典等に係る経費
- (6) 見舞金 病気、災害、事故等の見舞いに係る経費
- (7) 接 遇 来客を応接するための飲食、記念品に係る経費
- (8) 謝 意 町政協力者、視察訪問先等に対する謝意に係る経費
- (9) その他 その他町政の運営において町長が支出することが適当と認める経費

(支出基準)

第5条 前条各号に規定する支出区分に応じた支出基準は、別表1のとおりとする。

(公表)

第6条 この基準及びこの基準に基づく交際費の支出内容については公表するものとする。

(改正)

第7条 この基準については、常に社会通念に沿うとともに町民感覚に合致したものとなる

よう、社会経済状況の変化に応じて適宜見直しを行うものとする。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行し、同日以降において支出する交際費から適用する。

附 則

この基準は、令和5年5月29日から施行し、同日以降において支出する交際費から適用する。

別表1（第5条関係）

支出区分	支出条件・対象者		金額等	備考
1 会 費	町長が出席する場合 町長の代理として出席する場合		会費相当額	
2 祝 金	総会又は祝賀会等で会費制でない場合		1万円以内	
	その他町長が必要と認める場合		3万円以内	
3 激励金	町費からの助成又は補助がなく、町民が全国大会以上に出場する場合		3万円以内	
4 協賛金	町費からの助成又は補助がなく、公益性が認められる場合		適宜対応	
5 弔慰金	香典	国会・県議会議員、近隣・関係自治体の長、名誉町民、町特別職、町職員、町議会議員、町行政委員会委員、町審議会等委員、県幹部職員、町内官公庁の長、公共性のある組合・団体の長、区長のそれぞれ現職に限る。	1万円以内	元・前職及び同居親族についてはその都度検討する。
	生花	国会・県議会議員、近隣・関係自治体の長、名誉町民、町特別職、町職員、町議会議員、町行政委員会委員のそれぞれ現職に限る。	2万円以内	その都度検討する。
6 見舞金	国会・県議会議員、近隣・関係自治体の長、町特別職、町議会議員、町行政委員会委員、町審議会等委員、県幹部職員、町内官公庁の長、公共性のある組合・団体の長、区長のそれぞれ現職に限る。		1万円以内	
7 接 遇			実費相当額	
8 謝 意	訪問先等への手土産など		適宜対応	
9 その他	町長が必要と認めるもの		適宜対応	